

# 補償業務管理士研修及び検定試験実施規程

平成 3年3月28日理事会決定  
 平成 6年9月14日一部改正  
 平成 7年3月24日一部改正  
 平成10年3月25日一部改正  
 平成11年9月29日一部改正  
 平成19年1月17日一部改正  
 平成20年7月25日一部改正  
 平成22年7月13日一部改正  
 令和 3年1月25日一部改正  
 令和 4年1月17日一部改正  
 令和 7年6月23日一部改正

## 第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会（以下「協会」という。）が補償業務管理士の資格を付与するために行う研修、検定試験その他必要な事項を定めるとともに、補償業務管理士の知識及び技術の向上を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(研修及び検定試験の種類)

第2条 補償業務管理士の資格を取得しようとする者は、協会の実施する研修及び検定試験を受けなければならない。

第3条 研修及び検定試験は、共通科目及び次表に掲げる部門ごとに行うものとする。

| 部 門             | 業 務 内 容                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土 地 調 査 部 門     | 土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び地積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務                                                                                                                                                                       |
| 土 地 評 価 部 門     | (1) 土地評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務<br>(2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務                                                                                                                                     |
| 物 件 部 門         | (1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務<br>(2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務                                                                                                                             |
| 機 械 工 作 物 部 門   | 機械工作物に関する調査及び補償金算定業務                                                                                                                                                                                                               |
| 営業補償<br>・特殊補償部門 | (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務<br>(2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務                                                                                                                                                                          |
| 事 業 損 失 部 門     | 事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務<br>(注) 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。                                                                                                                                                               |
| 補 償 関 連 部 門     | (1) 意向調査（注1）、生活再建調査（注2）その他これらに類する調査業務<br>(2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務<br>(3) 事業認定申請図書等の作成（注3）業務<br>(注1) 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。<br>(注2) 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。<br>(注3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対す |

|             |                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | る事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書（案））の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。                                 |
| 総 合 補 償 部 門 | (1) 公共用地取得計画図書の作成業務<br>(2) 公共用地取得に関する工程管理業務<br>(3) 補償に関する相談業務<br>(4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務<br>(5) 公共用地交渉業務 |

## 第 2 章 補償業務管理士試験委員会

（補償業務管理士試験委員会）

- 第 4 条 補償業務管理士の検定試験及び資格審査（以下「試験等」という。）に係る事項を実施するため、協定款第 40 条の規定に基づき、協会に補償業務管理士試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）は、学識経験者並びに関係行政機関の職員及び補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号。以下「登録規程」という。）第 3 条の補償業務の管理をつかさどる専任の者又はこれと同等以上の知識を有する者のうちから協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長等の数は、11 名以下とする。
- 4 委員長等の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会は、次条に掲げる事項及び資格審査その他研修の実施に関する基本的事項を行うものとする。

（委員会の所掌事務の細目）

- 第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる基本的事項を行うものとする。
- 一 研修実施要領及び試験実施要領の作成
  - 二 試験問題の出題基準及び合否判定基準の作成
  - 三 資格の審査基準の作成及び資格審査の実施
  - 四 試験制度及び資格制度に関する調査及び研究の実施
- 2 委員会は、前項各号に掲げる事項を実施するために、専門委員会を設置することができる。
- 3 専門委員会の設置又は運用に関することは、別途定めるものとする。

（秘密の保持）

- 第 6 条 委員長等は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

## 第 3 章 研修及び検定試験

（研修の受講）

- 第 7 条 研修を受けようとする者は、共通科目及び部門ごとに研修受講申込書に受講手数料を添えて協会あてに申し込むものとする。
- 2 総合補償部門の研修を受けることができる者は、補償関連部門を含む 3 以上の部門の登録がなされている補償業務管理士とする。

（研修修了証書の発行）

- 第 8 条 会長は、研修を修了した者に共通科目及び部門ごとの研修修了証書を発行する。
- 2 前項の研修修了証書は、発行日から起算して 3 年を経過した日にその効力を失う。

（検定試験の方法等）

- 第 9 条 検定試験は、有効な研修修了証書を有する者について、共通科目及び部門ごとに筆記試験及び口述試験により行う。ただし、総合補償部門の検定試験にあっては、これと併せて未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を行う。
- 2 共通科目及び第 3 条に定める各部門（総合補償部門を除く。）の口述試験を受けることができる者は、筆記試験に合格した者のうち、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 資格を取得しようとする部門の業務内容の欄に掲げる業務について、4 年以上従事した者

## 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると会長が認めた者

### (検定試験の申込み)

第10条 検定試験を受けようとする者は、共通科目及び部門ごとに検定試験申込書に検定試験手数料を添えて協会に申し込むものとする。

### (可否の決定及び発表)

第11条 検定試験を受けた者の可否の決定は、委員会の判定に基づき共通科目及び部門ごとに決定するものとする。

2 委員会は、可否の決定を会長に報告するものとする。

3 検定試験に合格した者（以下「合格者」という。）の発表は、会長が本人に通知するとともに、共通科目及び部門ごとに協会の会報等で発表するものとする。

### (合格証書等の交付等)

第12条 会長は、共通科目の検定試験及び資格を取得しようとする部門の検定試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

2 会長は、共通科目の筆記試験に合格した者及び資格を取得しようとする部門の筆記試験に合格した者に合格通知書を交付するものとする。

3 前項の筆記試験合格の効力は、合格した日から起算して5年を経過した日にその効力を失うものとする。

### (補償業務管理士)

第13条 共通科目の検定試験及び資格を取得しようとする部門の検定試験に合格した者は、当該部門の補償業務管理士となる資格を有するものとする。

### (合格者の登録)

第14条 前条に定める者が、当該部門の補償業務管理士となるには、補償業務管理士登録台帳に氏名、生年月日、登録部門の名称、その他会長が定める事項の登録を受けなければならないものとする。

2 補償業務管理士は、登録を受けた事項に変更があったときは、手数料を添えて登録事項変更申請書を会長に提出しなければならないものとする。

3 補償業務管理士のうち、総合補償部門の補償業務管理士は、総合補償士と称する。

### (登録証の交付等)

第15条 会長は、登録した者に対し、登録証を交付するものとする。この場合において、同一人に対し、日を同じくして2以上の部門の登録を行うときは、一の登録証に2以上の部門の登録に係る事項を記載して、交付するものとする。

2 登録を現に受けている者に対し、当該登録と異なる部門の登録を行うときは、その異なる部門の登録に係る登録証にその者が現に受けている部門の登録に係る事項を記載して、その者が現に有する登録証と引き換えに交付するものとする。

3 登録の有効期間は、5年とする。ただし、検定試験に合格して初めて登録を受ける者にあつては、5年6月とする。

### (登録の更新)

第16条 登録は、手数料を添えて申請することにより、更新することができるものとする。ただし、第22条の講習を受講しない者の更新については、会長は拒否することができるものとする。

### (研修等の実施)

第17条 研修及び検定試験は、共通科目及び部門別に毎年1回以上行うものとする。

2 研修及び検定試験の期日、場所その他研修及び検定試験に必要な事項は、委員会の方針に沿ってその都度会長が決定し、協会の会報等に掲載し、関係者に周知させるものとする。

### (研修及び検定試験の基準)

第18条 研修及び検定試験の実施基準は、別に定める「補償業務管理士研修及び検定試験基準」によるものとする。

### (手数料の返還)

第19条 一度納入した手数料は返還しないものとする。ただし、あらかじめ協会が定める方法により研修及び検定試験の申込書を取り下げる者については、納入した手数料の全部又は一部を返

還するものとする。

(研修及び検定試験の免除等)

第20条 第3条に定める各部門（総合補償部門を除く。）の研修及び検定試験の免除は、次の各号によるものとする。

- 一 研修及び検定試験を受けようとする者のうち第9条第2項の資格を有する者で、かつ、次表の左欄に記載されている資格を有する者については、手数料を添えて申請することにより、それぞれ右欄の研修及び該当する部門の検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなす。

| 資 格                                            | 研 修                         |
|------------------------------------------------|-----------------------------|
| 測量士<br>測量士補                                    | 土地調査部門の研修                   |
| 不動産鑑定士<br>不動産鑑定士補                              | 土地評価部門の研修<br>営業補償・特殊補償部門の研修 |
| 一級建築士<br>二級建築士<br>木造建築士                        | 物件部門の研修<br>事業損失部門の研修        |
| 技術士（機械又は電気・電子）<br>技術士補（機械又は電気・電子）              | 機械工作物部門の研修                  |
| 公認会計士<br>公認会計士補                                | 営業補償・特殊補償部門の研修              |
| 税理士                                            | 営業補償・特殊補償部門の研修              |
| 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等であつて、補償業務に20年以上従事した者をいう。） | 総合補償部門以外の申請に係る部門の研修         |

- 二 別に定める「補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準」（平成20年7月17日付け委員会決定。以下「免除申請基準」という。）に該当する者については、手数料を添えて申請することにより、総合補償部門以外の申請に係る部門の研修及び検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなすとともに、共通科目の研修及び検定試験（共通科目の口述試験を除く。）を免除するものとする。

- 2 総合補償部門の研修及び検定試験の免除は、次の各号によるものとする。

- 一 前項第1号に規定する公共用地取得実務経験者については、その申請により、第9条第1項ただし書に規定する未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を免除するものとする。

- 二 前項第2号に該当する者については、その申請により、第9条第1項ただし書に規定する未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を免除するとともに、総合補償部門の研修を免除するものとする。

- 3 補償業務管理士である者（第15条又は第16条に規定する登録が有効期間内の者）が、未取得部門の補償業務管理士の資格を取得しようとするときは、共通科目の研修の受講及び共通科目の筆記試験の受験を要しないものとする。

## 第4章 雑 則

(検定試験等の停止及び合格の取消)

第21条 研修及び検定試験に関して、次のような不正行為を行った者に対しては、その試験の停止及び合格の取消しを行うとともに、すでに交付した合格証書がある場合には、これを返還させるものとする。

- 一 検定試験実施中に不正を犯したとき

- 二 検定試験の問題等秘密事項について、試験関係者から情報の提供を受ける等不正な手段でこれ入手したとき
- 三 研修受講申込書又は検定試験申込書に、学歴、経歴その他受講又は受験資格に関係のある経歴を偽って記入し、受講又は受験したとき
- 四 その他受験に関して、不正行為があったとき

(補償業務知識等の維持)

第22条 会長は、補償業務管理士に対し、補償業務に関する知識及び能力を維持するため、別に定める講習等を適宜実施するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、研修及び検定試験の実施に関し、必要な事項は委員会が別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の時に登録規程第3条の補償業務の管理をつかさどっている専任の者については、協会の実施する講習を受けた者に限り、当該補償業務の管理をつかさどっている部門に係る検定試験に合格したものとして補償業務管理士となる資格を有するものとする。
- 3 規程第17条第1項の規定にかかわらず、当分の間共通科目及び会長の定める部門について研修及び検定試験を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規程は、平成6年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程による改正後の規程は、平成10年4月1日から施行するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成9年度に規程第9条第1項に定める研修（以下「研修」という。）を修了した者は平成13年8月末日まで、平成8年度に研修を修了した者は平成12年8月末日まで、平成7年度以前に修了した者は平成11年8月末日まで研修の効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の規程は、平成11年10月1日から施行する。

(既補償業務管理士に関する特例)

- 2 この規程の施行の際、現に補償業務管理士の資格を有する者にあつては、平成14年度までは、改正後の第15条第3項の適用は、なお従前の例による。ただし、その間にその者の直近の登録更新日に登録更新を了した者にあつては、当該登録更新日を基準日として、改正後の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の規程は、平成19年1月17日から施行する。

(中央審査委員会に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の際に、現に改正前の中央審査委員会並びに試験委員会及びこれらの委員長又

は委員の任にある者は、この規程の改正後にあっても、平成18年度補償業務管理士資格検定試験に関する事項に限り、改正前の規程第4条ないし第6条及び第11条の規定を適用し、その事項を行うものとする。ただし、改正後の検定試験委員会の委員長又は委員との併任を妨げない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 改正後の規程は、平成20年7月25日から施行する。

(特別試験)

- 2 改正後の規程の施行の日から平成21年12月31日までの間に限り、総合補償部門に係る研修及び検定試験については、第3章に規定する研修及び検定試験に代えて、特別総合補償部門試験（以下「特別試験」という。）を行う。

(特別試験受験資格)

- 3 特別試験を受けることができる者は、第7条第2項に該当する者とする。

(特別試験の方法)

- 4 特別試験は、総合補償部門に関する講習会（以下「講習会」という。）及び当該部門に係る口述試験（第20条第1項第1号に規定する公共用地取得実務経験者以外の者は、未登録に係る部門を含む。以下「口述試験」という。）により行うものとする。

(特別試験の基準)

- 5 特別試験の実施基準は、別に定める「特別総合補償部門試験（講習会及び口述試験）実施基準」によるものとする。

(準用規定)

- 6 第8条、第10条から第17条まで及び第19条の規定は、特別試験に準用する。この場合において、第8条及び第17条中「研修」とあるのは「講習会」と、第10条、第11条、第12条及び第17条中「検定試験」とあるのは「口述試験」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 改正後の規程は、平成22年7月13日から施行する。

(筆記試験の合格通知書の効力に関する経過措置)

- 2 この規程の施行前に交付した筆記試験の合格通知書の有効期間については、第12条第3項の規定を適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

改正後の規程は、令和3年1月25日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

改正後の規程は、令和4年1月17日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

改正後の規程は、令和8年4月1日から施行する。